東京都北区身体障害者用自動車改造費補助事業実施要綱

1 8 北福障第1113号 平成18年9月22日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第77条第3項に基づき重度身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費について、予算の範囲内において補助金を交付することにより、重度身体障害者の社会参加の促進を図り、もってその福祉の増進に資することを目的とする。

(対象者)

- 第2条 補助金は、次に掲げる条件をすべて満たす者に対して交付する。
 - (1) 身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第4条に規定する身体 障害者で、北区に居住する18歳以上の1級又は2級の上肢、下肢又は体 幹機能障害者
 - (2) 本人又は<u>扶養義務者</u>の前年の<u>所得</u>が、特別障害者手当に係る所得制限限 度額の範囲内の者
 - (3) 就労等のために、自らが所有し、運転する自動車の一部を改造する必要がある者

(補助対象経費)

- 第3条 補助金の対象となる経費は、次に掲げる経費とする。
 - (1) 操向装置の改造に要する費用
 - (2) 駆動装置の改造に要する費用

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、同一の自動車につき133,900円を限度とする。

(補助金の交付申請)

- 第5条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を提出するものとする。
 - (1) 東京都北区地域生活支援事業補助申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(東京都北区移動支援費補助事業実施要綱(平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号)別記第5号様式)
 - (2) 自動車改造費補助金交付申請に係る具体的内容届出書(別記第1号様式)
 - (3) 改造の箇所及び経費を明らかにした改造を行う事業者の見積書
 - (4) 運転免許の取得に際し付された条件が確認できるもの(提示)

(補助金の交付の決定及び通知)

第6条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を東京都北区地域生活支援事業補助交付決定(申請却下)通知書(東京都北区移動支援費補助事業実施要綱(平成18年9月22日区長決裁18北福障第1103号)別記第6号様式)により申請者あて通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 区長は、前条の規定による補助金の交付の決定に当たっては、補助金 の交付の目的を達成するために、速やかに当該自動車の改造を行うことを条 件として付するものとする。

(補助金の請求)

- 第8条 補助金の交付決定を受けた者は、次に掲げる書類を区長に提出し、請求するものとする。
 - (1) 自動車改造補助金請求書(別記第2号様式)
 - (2)改造の箇所及び経費を明らかにした改造を行った事業者の請求書
 - (3) 当該自動車の車検証(提示)

(支払い)

第9条 区長は、前条の規定により補助金の請求を受けた場合は、当該自動車

の車検証により、改造が良好に実施されているか否かを検査し、適当と認め たときは請求者に支払うものとする。

(関係機関との連絡)

第10条 区長は、この事業の実施に際し、陸運事務所等の関係機関及び改造 を行おうとする事業者との連絡を密にするものとする。

(委任)

第11条 この要綱の実施に必要な事項は、健康福祉部長が定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成18年10月1日から施行する。
- 2 北区身体障害者用自動車改造費助成実施要綱(昭和57年10月1日区長 決裁)は廃止する。

付 則(平成25年3月6日区長決裁24北福障第4619号)

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

付 則(平成31年3月15日区長決裁30北福障第5356号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。